

一般社団法人日本医学教育学会認定医学教育専門家資格制度要綱

2014 年 8 月 10 日制定

2016 年 4 月 22 日改正

2018 年 4 月 13 日改正

2019 年 4 月 22 日改正

2025 年 3 月 7 日改正

日本医学教育学会（以下、本学会）によって 1974 年に医学教育者のためのワークショップ（富士研）が実施されて以降 40 年近くの間、臨床研修指導医養成講習会や各大学主催の医学教育のワークショップを通じてワークショップ形式による医学教育の指導者・教員養成が定着した。この間に医学教育への関心をもち医学教育学に対する基本的な知識を有する教員や指導医などが数多く生まれてきた。しかし、近年の医学教育のグローバル化の大きな広がりの中で 20 世紀末には世界に 7 校にしかなかった医学（医療者）教育大学院修士課程が近年では 80 校近くにまで増えるなど国際的な潮流は大きく変化している。わが国でもさらに水準の高い医学教育専門家養成が求められる状況となってきた。

本学会では、第 15 期（平成 18～20 年度）のマスターコース検討委員会、第 16 期（平成 21～23 年度）の医学教育専門家育成委員会と議論を重ね、第 16 期末には「学会認定医学教育専門家資格制度創設への提言」（医学教育 Vol.43(3),221-231,2012）が理事会に報告された。現在の第 17 期（平成 24～25 年度）では、こうした従来の成果をシステムとして具体化する形で医学教育専門家制度委員会が準備作業を進めてきた。そして、2014 年 7 月に和歌山で開催された総会にて、制度の発足が決議された。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 認定専門家資格制度は、従来のカリキュラムプランニングを中心とした医学教育ワークショップの普及の成果を踏まえたうえで、今後のわが国の医学教育の発展に寄与するとともに、医学教育のグローバル化にも対応できるような従来より一歩進んだ高度な医学教育学の専門的人材を養成することを目的とする。

（呼称）

第2条 この制度によって認定された専門家は、一般社団法人日本医学教育学会認定医学教育専門家（以下、専門家）と称する。

2 専門家の英語表記は、Japan Society for Medical Education Certified Medical Education Specialist とする。

第2章 専門家制度委員会

(設置)

第3条 専門家の認定に関わる審査並びに運営を行うために、本学会内に専門家制度委員会（以下、委員会）を設置する。

2 委員会に委員長を置き、本学会の理事が兼ねる。

3 委員会の委員は本学会理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(倫理)

第4条 専門家の認定や運営に関わる審査や指導は、厳に公正を保たなければならない。

2 これらの認定や運営に関して本学会が得た個人情報、認定作業およびこの要綱に定める目的以外に利用してはならない。

3 理事、委員、その他学会の業務としてこれらの認定作業に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 申請と登録

(申請要件)

第5条 認定プログラムへの申請者は、本学会会員でなければならない。

2 申請者は、以下のいずれかの受講者でなければならない。

(1) 医学教育者のためのワークショップ

(2) 臨床研修指導医養成講習会

(3) プログラム責任者養成講習会

(4) 一般教養・基礎社会医学系教員のためのカリキュラムプランニングワークショップ

(5) 第1～3号と同等、あるいは16時間以上の時間数で、内容としてカリキュラムプランニングが含まれる各大学での医学教育者のためのワークショップ

3 申請者は、所属機関から推薦を受けなければならない。

(アドミッションポリシー)

第6条 アドミッションポリシーは下記の通りである。

(1) 医学教育、医療系専門職教育の管理・計画・運営に3年以上携わっており、コース後レポートや教育実践・振り返りレポートを記載する上での実践の経験を得る状

況にいる者（教育現場を持つ者）

(2) 予定されたコースを受講し、期限内にレポートを提出できる者。

2 その他については別途定める。

（認定プログラム履修登録）

第7条 認定プログラムへの申請者は、以下に定める書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 履歴書（教育業績を含む）

(2) 第5条第3項に定める推薦書（原則所属長。他の者が記載する場合理由を付記）

(3) 第5条第2項に挙げる受講を証明する書面

2 委員会は、申請者が提出した書類を審査し、認定プログラム履修登録の可否を判定する。

3 認定プログラム履修登録者は、事前説明会受講などでアドミッションポリシーを理解したうえで申請しなければならない。

4 認定プログラム履修登録者は、コース受講前に別途定める認定プログラム履修登録料を支払わなければならない。

第4章 認定プログラム

（コース）

第8条 委員会は、教育と学習（Teaching & Learning：TL）、学習者評価（Assessment：A）、カリキュラム開発（Curriculum Development：CD）の3コースを実施する。

2 認定プログラム履修登録者は3コースを全て受講し、一定期間内に各コースのコース後レポートを提出し、委員会による各コースの合否判定を受けなければならない。

3 認定プログラム履修登録者は、各コース受講時に別途定める受講料を支払う。

（教育実践・振り返り）

第9条 申請者は、各コースの合格後、別途定める期間内に、その内容に即した教育実践を行わなければならない。

2 但し、第8条で挙げた3コースのいずれか1つについては、他の教育実践に置き換えることができる。

3 第1項または第2項について、教育実践・振り返りレポートを作成し、提出しなければならない。

第5章 認定用ポートフォリオ

(認定用ポートフォリオ)

第10条 認定用ポートフォリオは、以下を含む。

- (1) コース後レポート 3 編
- (2) 教育実践・振り返りレポート 3 編
- (3) 学術活動の成果 1 編
- (4) 履歴書（教育業績を含む。認定プログラム履修登録後アップデートすること）
- (5) キャリアヒストリー
- (6) 認定用ポートフォリオ・チェックリスト

2 申請者は、別途定める作成ガイドに基づいて認定用ポートフォリオを作成し、完了させる。

3 申請者は、別途定める認定申請書類提出期間に認定用ポートフォリオを提出しなければならない。

4 申請者は、専門家認定申請時まで連続して3年間以上本学会会員でなければならない。

(学術活動の成果)

第11条 申請者は、医学教育に関する学会発表抄録、学術論文、著書、翻訳書、競争的資金による研究の報告書のいずれか1編を提出する。詳細については別途定める。

(教育履歴)

第12条 申請者は、教育経験に関する業績リストと、教育者としての歩みをプロフェッショナルリズムの視点から振り返ったキャリアヒストリーを教育履歴として提出する。

第6章 認定審査

(認定用ポートフォリオ審査)

第13条 委員会は、提出された認定用ポートフォリオを、別途定めるルーブリックに基づいて審査する。

(面接審査)

第14条 委員会は、認定用ポートフォリオの内容を確認するために、別途定める面接審査を行う。

(審査判定と認定)

第15条 委員会は、認定用ポートフォリオ審査と面接審査の結果に基づき、審査判定を行い、その結果を理事会に提出する。

- 2 理事会は、審査判定の結果を基に、認定を決定する。
- 3 本学会は、合格者にその旨を通知する。
- 4 合格者は、本学会に別途定める認定料を支払う。
- 5 認定料支払いを確認後、専門家に認定された者には認定証を本学会が交付する。

第7章 資格認定の修士課程修了者特別制度

(資格認定の修士課程修了者特別制度)

第16条 国内外の医学教育の専門的な認定を受けた本学会会員に対して、修士課程修了者特別制度を設ける。

(申請要件)

第17条 修士課程修了者特別制度による資格認定の申請者は、以下のすべての実績が必要である。

- (1) 国内外の大学院で、医学教育や医療者教育に関する修士号、ないしはそれと同等の認定資格を取得していると、委員会に認められた本学会会員。
- (2) 1年間以上の本学会会員歴があること。
- (3) 所属機関から推薦があること。

(修士課程修了者特別制度による専門家資格認定に対する申請)

第18条 第17条第1項第1号に基づく申請者は、以下に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（教育業績を含む）
- (2) 教育業績リスト
- (3) 修士号を証明する書類。修士号と同等の資格により申請する者は、その資格を証明する書類およびプログラムの内容が分かる書類（ディプロマポリシー、具体的

な履修内容、日程など、プログラムの詳細がわかるもの)

(4) 所属機関からの推薦書

2 委員会は、申請者が提出した書類を審査し、修士課程修了者特別制度による資格認定への登録の可否を判定する。

(修士課程修了者特別制度による認定用ポートフォリオ)

第19条 認定用ポートフォリオは、以下を含む

- (1) 教育実践・振り返りレポート 3 編
- (2) 学術活動の成果 1 編
- (3) 履歴書 (教育業績を含む)
- (4) キャリアヒストリー
- (5) 修士課程修了者特別制度による認定用ポートフォリオ・チェックリスト

2 申請者は、別途定める作成ガイドに基づいて認定用ポートフォリオを作成し、完了させる。

3 修士課程修了者特別制度の認定用ポートフォリオの提出期限は別途定める。

4 修士課程修了者特別制度の認定用ポートフォリオの審査を受ける者は、別途定める審査料を支払う。

(修士課程修了者特別制度による審査判定と認定)

第20条 委員会は、認定用ポートフォリオの審査の結果に基づき、審査判定を行い、その結果を理事会に提出する。

2 理事会は、審査判定の結果を基に、認定資格の可否を決定する。

3 本学会は、合格者にその旨を通知する。

4 合格者は、本学会に別途定める認定料を支払う。

5 認定料支払いを確認後、専門家に認定された者には認定証を本学会が交付する。

第8章 専門家の認定

(氏名の公表)

第21条 専門家の氏名は学会誌に掲載する。また専門家の氏名を周知する目的で、本学会が作成するウェブサイト、配布物や学会が編集する刊行物に専門家名簿に掲載することができる。

(専門家認定の更新)

第22条 専門家の認定更新は初回のみ6年後、その後は5年ごとに行う。

2 認定の更新の審査を受けようとする者は、前回の認定から更新の申請までの間、本学会の名誉会員、特別会員および個人会員のいずれかであり、かつこの間の会費を完納(名誉会員、特別会員を除く)していなければならない。

3 詳細については別途定める。

(専門家認定の更新手続き)

第23条 専門家の認定更新の可否の決定は、委員会の報告に基づき理事会が行う。

2 認定の更新を認められた者には新たに認定証を交付する。

(専門家認定更新の保留)

第24条 専門家の認定の更新を期日までにできない特段の事情がある場合は、保留を申請することができる。その要件は別に定める。

2 第1項、第2項の保留期間中は専門家を名乗ることができない。

(専門家認定審査の無効)

第25条 専門家の認定審査および認定の更新審査において、申請に虚偽があった場合または審査で不正行為があった場合は、当該の審査を無効とし、以後の専門家認定審査を受けることを認めない。

(専門家認定の取消し)

第26条 専門家が次の1つに該当するときは、委員会の報告に基づき、理事会の議決を経て認定を取消す。

- (1) 本学会の名誉会員、特別会員および個人会員のいずれかでなくなったとき
- (2) 定められた期日までに認定の更新の申請がされないとき
- (3) 認定の更新の申請が認められず、第24条第2項による保留もなされなかったとき
- (4) 専門家として著しく不適切と認められるとき

2 前項の第4号により認定の取消しを行おうとするときは、当該専門家に弁明の機会を与えなければならない。

第9章 要綱の改廃

(要綱の改廃)

第27条 要綱の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第 10 章 補足

(細則)

第28条 この要綱を施行するために必要な細則は、別途定める。

以上